

障第1703号
令和6年2月21日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う体制届及び
報酬改定に係るご質問について

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定の実施等に伴い、4月以降、体制届提出の際、報酬改定後の内容を反映した体制届(新様式)の提出が新たに必要となります。報酬改定に伴う手続きについては、下記のスケジュールを予定していますので、令和6年4月以降を適用開始日とする体制届については、県の集団指導(3月下旬予定)及び報酬改定に係る留意事項通知(3月末予定)等をご確認のうえ、県が指定する期日までに提出願います。

また、令和6年度報酬改定に係るご質問については、正確を期すため、報酬告示に伴う留意事項通知発出後、専用電子申請フォームにて質問受付することを予定しています。

今般の報酬改定等に伴い、多数のお問合せが予想されますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 令和6年4月分以降の体制様式に係る届出の提出について

令和6年度報酬改定により体制様式が変更となりますが、県からの体制様式の変更等に係る通知は、令和6年4月上旬を想定しております。なお、現在の様式は、令和6年4月分以降の届出には使用できませんので、変更後の様式にて、令和6年4月分以降の届出を行っていただきますようお願いいたします。

※変更前の様式で令和6年4月分以降の届出がされた場合、変更後の様式で再提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

2 令和6年度報酬改定に関するお問合せについて

令和6年度報酬改定の改定内容については、厚生労働省等の告示前であり、詳細が判明していません。質問・回答の正確を期すため、報酬告示に伴う留意事項通知発出後、

専用電子申請フォームにてご質問いただきますようお願いいたします。

3 令和6年度報酬改定に関する想定スケジュールについて

<R5年度>

- ・ 3月下旬：全事業所向け集団指導（動画配信）
- ・ 3月末：報酬改定に係る関係告示、留意事項通知、関係様式、QA通知

<R6年度>

- ・ 4月上旬：令和6年度報酬改定に係る質問用電子申請フォーム開設のお知らせ
- ・ 4月上旬：報酬改定に伴う体制届出の提出に係る事業所向け通知
※報酬改定後の体制届様式及び提出期限をお知らせします。県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡っての算定を認めます。

4 参考資料について

令和6年度報酬改定に関する改定内容案の概要については、下記にURLを示す厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご確認ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	佐藤、島田、高田、原
電 話	058-272-8302（直通）		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係 長	向 井	担 当	秋山、佐久間、山内
電 話	058-272-8287（直通）		
F A X	058-278-3526		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		